

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令 参照条文

○ 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（課税標準及び税率）

第三条 関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、別表による。

○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（課税物件）

第三条 輸入貨物（信書を除く。）には、この法律及び関税定率法その他関税に関する法律により、関税を課する。ただし、条約中に関税について特別の規定があるときは、当該規定による。

○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）（※令和五年度の関税定率法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正）

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で令和六年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。
2 別表第一の三に掲げる物品で令和六年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税率）

第三条 国際関係の緊急時において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下「一般協定」という。）による関税についての便益を与えることが適当でないときは、政令で定める国（その一部である地域を含む。）を原産地とする物品で政令で定めるもので、政令で定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税法第三条ただし書（課税物件）の規定にかかわらず、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定（前条の規定の適用があるときは、同条の規定）によるものとする。

2 （省 略）